



# 山形県公報

平成26年9月12日(金)  
第2579号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …967
- 肥料登録の有効期間の更新……………(農業技術環境課) …同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) …968

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同
- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………969

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税 政 課) …同
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) …同
- 監査結果の公表……………(監 査 委 員) …970

## 告 示

### 山形県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                        | 障害福祉サービスの種類        | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------------|--------------------|------------|
| 社会福祉法人陽光会<br>南陽市宮内1266番地の1   | 指定就労継続支援A型事業所いちよう<br>南陽市宮内1266番地の1 | 就労継続支援(A型)         | 平成26. 9. 1 |
| 株式会社からふる<br>米沢市万世町桑山4461番地   | るりいろ<br>米沢市万世町桑山4461番地             | 居 宅 介 護<br>同 行 援 護 | 同          |

### 山形県告示第799号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録番号         | 肥料の種類                | 肥料の名称         | 保証成分量(%)                          | その他の規格 | 生産業者        |                   | 有効期限          |
|--------------|----------------------|---------------|-----------------------------------|--------|-------------|-------------------|---------------|
|              |                      |               |                                   |        | 名称          | 住所                |               |
| 山形県<br>第417号 | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 2.5米糠油粕<br>粉末 | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 5.5<br>加里全量 1.0 |        | コーユ株式<br>会社 | 酒田市松美町13<br>番地212 | 平成32.<br>9. 5 |

**山形県告示第800号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成26年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道置総建第322号
- 2 指定の場所 南陽市若狭郷屋字沢見823番1の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長40.81メートル
- 4 指定年月日 平成26年9月2日

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第31号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年9月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,882人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,011人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,314人 | 村山市           | 7,300人  | 西村山郡 | 11,858人 |
| 米沢市         | 23,186人 | 長井市           | 7,797人  | 最上郡  | 12,232人 |
| 鶴岡市         | 36,828人 | 天童市           | 16,891人 | 東置賜郡 | 11,369人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 34,446人 | 東根市           | 12,777人 | 西置賜郡 | 8,646人  |
| 新庄市         | 10,213人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,250人  | 東田川郡 | 8,342人  |
| 寒河江市        | 11,514人 | 南陽市           | 9,128人  |      |         |
| 上山市         | 9,159人  | 東村山郡          | 7,450人  |      |         |

山形県選挙管理委員会告示第32号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年9月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

5 介護老人保健施設の項の表中

|                 |                   |       |
|-----------------|-------------------|-------|
| 温身の郷            | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1 | を     |
| 温身の郷            | 西置賜郡小国町大字あけぼの一丁目1 | に改める。 |
| 介護老人保健施設白鷹あゆみの園 | 〃 白鷹町大字十王5087番地1  |       |

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム稼働基盤移行に伴うシステム移行及びシステム運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
やまがた税務システム再構築共同企業体 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 143,087,040円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年6月13日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年8月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人まちづくりnet松山
  - (2) 代表者の氏名  
後藤 俊
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市字本町9番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、酒田市松山地域において、松山の自然、歴史、文化等の地域資源に関する事業等を行うことにより、地域のにぎわいの創出及び交流人口の増加による地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成26年7月から9月までに実施した平成25年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成26年9月12日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 坂 | 本 | 貴 | 美 | 雄 |
| 山形県監査委員 | 児 | 玉 |   |   | 太 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 |   | 夫 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 |   |   | 香 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関72箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関             | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------------|------------|-------------|------|
| 企 業 局 本 局               | 平成26年7月28日 | 坂本委員        | 児玉委員 |
|                         |            | 会田委員        |      |
| 病 院 事 業 局 本 局           | 平成26年7月28日 | 坂本委員        | 児玉委員 |
|                         |            | 会田委員        |      |
| 環 境 企 画 課               | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課     | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 水 大 気 環 境 課             | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 循 環 型 社 会 推 進 課         | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| み ど り 自 然 課             | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 子 ど も 家 庭 課             | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 若 者 支 援 ・ 男 女 共 同 参 画 課 | 平成26年7月31日 | 児玉委員        | 会田委員 |
| 産 業 政 策 課               | 平成26年7月31日 | 坂本委員        |      |
| 中 小 企 業 振 興 課           | 平成26年7月31日 | 坂本委員        |      |
| 工 業 戦 略 技 術 振 興 課       | 平成26年7月31日 | 坂本委員        |      |
| 商 業 ・ ま ち づ くり 振 興 課    | 平成26年7月31日 | 坂本委員        |      |
| 雇 用 対 策 課               | 平成26年7月31日 | 坂本委員        |      |
| 経 済 交 流 課               | 平成26年7月31日 | 坂本委員        |      |

|                     |            |      |      |
|---------------------|------------|------|------|
| 管 財 課               | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 税 政 課               | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 健 康 福 祉 企 画 課       | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 地 域 福 祉 推 進 課       | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 地 域 医 療 対 策 課       | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 健 康 長 寿 推 進 課       | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 障 が い 福 祉 課         | 平成26年8月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 県 産 米 ブ ラ ン ド 推 進 課 | 平成26年8月1日  | 坂本委員 |      |
| 園 芸 農 業 推 進 課       | 平成26年8月1日  | 坂本委員 |      |
| 畜 産 振 興 課           | 平成26年8月1日  | 坂本委員 |      |
| 水 産 振 興 課           | 平成26年8月1日  | 坂本委員 |      |
| 財 政 課               | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 児玉委員 |
|                     |            | 会田委員 |      |
| 企 画 調 整 課           | 平成26年8月22日 | 児玉委員 |      |
| 県 民 文 化 課           | 平成26年8月22日 | 児玉委員 |      |
| 市 町 村 課             | 平成26年8月22日 | 児玉委員 |      |
| 交 通 政 策 課           | 平成26年8月22日 | 児玉委員 |      |
| 情 報 企 画 課           | 平成26年8月22日 | 児玉委員 |      |
| 統 計 企 画 課           | 平成26年8月22日 | 児玉委員 |      |
| 管 理 課               | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 建 設 企 画 課           | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 県 土 利 用 政 策 課       | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 空 港 港 湾 課           | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 会 計 局               | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 会田委員 |

|                                  |            |      |      |
|----------------------------------|------------|------|------|
| 警 察 本 部                          | 平成26年8月22日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 危 機 管 理 課                        | 平成26年8月27日 | 児玉委員 |      |
| く ら し 安 心 課<br>(消 費 生 活 セ ン タ ー) | 平成26年8月27日 | 児玉委員 |      |
| 食 品 安 全 衛 生 課                    | 平成26年8月27日 | 児玉委員 |      |
| 子 育 て 支 援 課                      | 平成26年8月27日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 農 業 技 術 環 境 課                    | 平成26年8月27日 | 児玉委員 |      |
| 道 路 整 備 課                        | 平成26年8月27日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 道 路 保 全 課                        | 平成26年8月27日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 建 築 住 宅 課                        | 平成26年8月27日 | 坂本委員 | 会田委員 |
| 監 査 委 員 事 務 局                    | 平成26年8月27日 | 児玉委員 |      |
| 総 務 厚 生 課                        | 平成26年9月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 観 光 交 流 課                        | 平成26年9月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 農 政 企 画 課                        | 平成26年9月1日  | 坂本委員 |      |
| 6 次 産 業 推 進 課                    | 平成26年9月1日  | 坂本委員 |      |
| 農 村 計 画 課                        | 平成26年9月1日  | 坂本委員 |      |
| 農 村 整 備 課                        | 平成26年9月1日  | 坂本委員 |      |
| 林 業 振 興 課                        | 平成26年9月1日  | 坂本委員 |      |
| 都 市 計 画 課                        | 平成26年9月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 下 水 道 課                          | 平成26年9月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 議 会 事 務 局                        | 平成26年9月1日  | 坂本委員 |      |
| 人 事 委 員 会 事 務 局                  | 平成26年9月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局                  | 平成26年9月1日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 秘 書 広 報 課                        | 平成26年9月2日  | 児玉委員 | 会田委員 |
| 人 事 課                            | 平成26年9月2日  | 児玉委員 | 会田委員 |

|                   |           |      |      |
|-------------------|-----------|------|------|
| 学 事 文 書 課         | 平成26年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 行 政 改 革 課         | 平成26年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 河 川 課             | 平成26年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 砂 防 ・ 災 害 対 策 課   | 平成26年9月2日 | 児玉委員 | 会田委員 |
| 教 育 庁 総 務 課       | 平成26年9月2日 | 坂本委員 |      |
| 文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課 | 平成26年9月2日 | 坂本委員 |      |
| 義 務 教 育 課         | 平成26年9月2日 | 坂本委員 |      |
| 高 校 教 育 課         | 平成26年9月2日 | 坂本委員 |      |
| 福 利 課             | 平成26年9月2日 | 坂本委員 |      |
| ス ポ ー ツ 保 健 課     | 平成26年9月2日 | 坂本委員 |      |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 管財課

(ア) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

#### イ 危機管理課

(ア) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

#### ウ 子育て支援課

(ア) 前年度の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないものがある。

a 実績報告期限から実績報告日まで3か月以上のもの 2件

b 実績報告期限から実績報告日まで2か月以上のもの 1件

#### エ スポーツ保健課

(ア) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 2件

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 支 出

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査を完了した日から2か月を超えてしていないものがある。(雇用対策課、観光交流課、6次産業推進課)

(イ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2か月を超えて遅延しているものが相当数あるものがある。(健康長寿推進課、農村計画課、義務教育課、高校教育課)

イ 補助金

(ア) 交付申請から交付決定日までの期間が2か月以上のものがある。(中小企業振興課)

(イ) 額の確定日から支払までの期間が2か月以上のものがある。(健康長寿推進課)

ウ 財 産

(ア) 借受財産について、財産台帳への記載が著しく滞っているものがある。(観光交流課)